

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度（2021年度）第7回枚方市環境審議会地球温暖化対策実行計画策定部会
開 催 日 時	令和4年3月15日（月） 13時00分から 15時00分まで
開 催 場 所	市役所別館4階 第2委員会室
出 席 者	（WEB出席）麻生委員、今堀委員、岩井田委員、大石委員、小野委員、小幡委員、加我委員、谷本委員、豊高委員、深町委員、藤田委員、益田委員、安田委員 （会場出席）松田委員
欠 席 者	なし
案 件 名	【案件】 （1）第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本的な考え方について（部会報告案） （2）今後のスケジュールについて
提出された資料等の名称	資料1-1 「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基本的な考え方について（部会報告案） 資料1-2 「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基本的な考え方について（部会報告案の概要） 資料2 今後のスケジュールについて（案）
決 定 事 項	・「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基本的な考え方について（部会報告案）確認した。 ・本部会での意見を踏まえ、部会長と副部会長、事務局で部会報告を確定する。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0名
所管部署（事務局）	環境部 環境政策室（環境保全担当）

審 議 内 容

1 開会

藤田部会長： ただいまより令和3年度第7回枚方市環境審議会地球温暖化対策実行計画策定部会を開催します。事務局から委員の出席状況の報告をお願いいたします。

事務局： 本日は、委員14名の内、14名のご出席をいただいております。従いまして、枚方市環境審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして、本部会が成立していることをご報告申し上げます。本日はweb会議システムを使用しているため、画面に示している注意事項についてご確認をお願いいたします。1点目といたしまして、マイクにつきましては、発言しない時間はミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、発言される場合は、マイクをONにいただき、お名前を言っていただいた後、ご発言をお願いいたします。2点目といたしまして、ビデオについてはONにさせていただきますようよろしくお願いいたします。ただし、通信が安定しない場合は、事務局からビデオをOFFにさせていただくようお願いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。3点目といたしまして、接続に不具合が生じた場合は、再度、接続をしてください。それでも繋がらない場合は、事前にお知らせしている携帯電話までご連絡ください。

藤田部会長： ありがとうございます。本日、傍聴希望の方はおられますか。

事務局： おられません。

藤田部会長： わかりました。

それでは、本日の議事を進行させていただきます。

本日の部会では、前回の部会でのご意見を踏まえ、部会報告（案）を取りまとめましたので、その確認を行い、部会報告の内容を固めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

案件に入ります前に、本日の資料の確認を事務局からお願いします。

事務局： 資料を確認させていただきます。

次第

資料1-1 「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基本的な考え方について（部会報告案）

資料1-2 「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基本的な考え方について（部会報告案の概要版）

資料2 「今後のスケジュール」について

となっております。過不足はございませんでしょうか。

【過不足なし】

2 案件

案件1 第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基本的な考え方（部会報告案）

藤田部会長： それでは、案件1「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基本的な考え方（部会報告案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 【資料1-1、1-2により説明】

藤田部会長： ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご意見等ちょうだいしたいと思いますが、私から1点、資料2の1の21ページの(2)の具体的な施策につ

いてですが、以前からもそのままだったかと思うのですが、枚方市域における農業被害はイノシシだけなのでしょう。南大阪地域だとアライグマであったり、奈良との県境だとシカであったりと、大阪もずいぶん農業被害の動物について種類も頭数も増えていたりという話も聞くのですが、枚方でいえばイノシシだけでサルとかは大きな問題にはなっていないのでしょうか。もしイノシシ以外の動物も想定されるのであればイノシシ「等」の分布被害によりといったように、ちょっと含みを持たせた表現でもいいのかなと思うのですがいかがでしょうか。

事務局：枚方市においては、シカの被害はあまり聞いたことはありません。アライグマについては、農作物被害が増えてきており、市街地の方まで拡大してきています。サルについては、目撃情報はあるものの、農業被害についての情報はありません。アライグマによる農業被害もありますので、ご意見のとおり、表現は「等」を入れるような形で修正させていただきたいと思います。

松田委員：資料1-2の5ページの(ア)についてですが、アンケート結果で、国の実質ゼロ宣言により8割以上の市民が知っているとある中で、様々な手法により広く周知していく必要があると記載されていますが、ここの表現が、なんとなく「知らないからもっと周知をする必要がある」という感じにみえて、8割も知っているのになぜ周知の必要があるのか、というところで表現がちょっとしっくりいきません。ここがどういう意味なのか、なぜ8割も知っているのに周知する必要があるのかということをお聞きしたいです。

事務局：国の方針については8割以上の方が知っていて、そのことが取り組みに繋がっているということがアンケートの中でみえてきました。このことから、今回の市の計画でも、47%削減することや、市としても実質ゼロを目指しているということや、より皆さんに知ってもらうことで、「市としても取り組んでいるので、自分たちも取り組まないといけない」ということに繋がるのではないかと考え、市の計画の中身や方針等を様々な形で周知していく必要があるという意味で記載しました。表現について、もう少し何かわかりやすいように、修正した方がいいというご意見でよろしかったでしょうか。

松田委員：少し表現が否定的で、「みんなが知らないからもっと周知しないといけない」というように受け取れるので、「たくさんの方が知っていて、ますます知ってもらおう」というような、もう少し前向きに聞こえるような表現にさせていただければと思います。

事務局：わかりました。調整します。

藤田部会長：例えば、文中の「広く」の前に「より」を入れて、「より広く周知していく必要がある」とか、「現状をもとに“さらに周知していく”や“より広く周知していく”」といった形で、現状は一定知っていただいている中でそれを超えてもっと積極的に、というニュアンスを足していただければ、松田委員のご意見等の趣旨とあってくるのではないかと思いますのでよろしくご検討ください。

加我委員：みどり関連の政策制度のことで、緑地保全地域の指定というのがあるのですが、都市緑地法の中に緑地保全地域というのが準備はされているのですが、全国的にまだ事例がありません。特別緑地保全地区が厳しい規制になって、本来緩やかな規制の緑地保全地域をうまく運用していくべきだということや、ずっと取り組みはされているのですが、全国的に事例がない状況で、おそらく枚方市でもなかなかここに踏み切るというか、活用するのは難しいのではないかなと思うので、状況をお聞かせいただきたいです。場合によっては、緑地保全地域の指定という言葉は抜いておいて、緑地保全に向

け協定の締結ということでこのままいてもいいのかなと思っています。また、保全樹木樹林の指定など、これはたぶん保存樹・保存樹林のことを言われていると思いますので、その場合には「保存樹・樹林」でいいと思いますので、「保存」という言葉を使ったほうがいいと思います。また、緑地保存地域ことについて何か施策で今考えられることがあるかどうかということをお教えください。

事務局： ご意見ありがとうございます。

ここについては、緑の基本計画の実際の事業計画の中でこのような内容が書かれていて、我々もその緑の担当部局と協議したところですが、確かにこの項目についてはなかなか運用上難しいところがあるという話は担当部局の方からも聞いております。そのような状況もあり、今回は2つの事業をひとつに集約する形にしたのですが、ご指摘のとおり、実態として地域を指定して取組みということはできていない状況ではありますので、とる形にさせていただきます。

ただ、施策の中で本当に出来る方向性が整ったときに事業計画に入れていくという形にさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

加我委員： もしかしたら古いみどりの基本計画を見ているかもしれませんが、計画の中で緑地保全地域という言葉が出てこなかったのもう一度みどり部局とご確認いただければと思います。保存樹・保存樹林についてもご確認いただいて、適切な用語の使い方をお願いします。

事務局： こちらの緑地保全地域の指定は、計画の下にあるアクションプランの中で示されていたので、入れることができるのではないかとということで協議していたのですが、ご意見のとおり、実現が難しい状況であるみたいですので、最終担当部局とも調整して、表現を確定したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

加我委員： 緑地保全地域も特別緑地保全地区も生産緑地も、枚方は近郊緑地保全区域があったかはうろ覚えですが、そういったことを規制によって緑地を保全するというので、大きな言葉で「地域制緑地」というのがありますので、「地域制緑地の指定」とすると問題ないかと思っておりますので、それも調整していただければと思います。

藤田部会長： ご指摘の点を確認の上、最終、審議会での案に反映させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、引き続き、委員の皆様からご意見とご質問等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

岩井田委員： 資料1-2の8ページについて、再生可能エネルギーの拡大の指標として、市内におけるFIT（固定価格買取制度）に指定された太陽光発電量をあげられており、今後増えていく目標を設定されていますが、PPAなど様々な太陽光設置の形があるかと思っております。おそらくFITでしか現状把握が難しいということかと思っておりますが、再生可能エネルギーの導入拡大をFITのみの指標でみていくのが適切なのかという議論もあります。また、再生可能エネルギーの導入が進んでいるのかをどう把握していくのかが各自治体の課題となっているため、国への要望を出しており、今後、地域の再エネ導入量のようなものが国から出される可能性もあると考えています。部会の報告としては良いかと思っておりますが、1年間かけて計画を策定されるかと思っておりますので、その間、網羅的に使える指標があれば、その指標を使うことも検討されてもいいのかと思っておりました。1年後もやはりFITしかない場合でも、4年後の見直しの際に新しい指標を検討するなど、柔軟に考えていただければと思います。

事務局： 再生可能エネルギーの導入目標を、今後伸びてこないFITで設定するのか、事務局と

しても違う指標がないか検討しました。おっしゃっていただいたとおり、今後、新たな手法があれば、柔軟に考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

藤田部会長： ありがとうございます。他にご意見等はございますでしょうか。

【意見等なし】

それでは、他にご意見等がないようですので、本日いただいたご意見を踏まえ、内容については部会長の私と益田副部会長、事務局に一任していただき、部会報告を確定させたいと考えておりますがいかがでしょうか。

【各委員の了承】

それでは、そのように進めさせていただき、3月25日開催予定の環境審議会全体会で部会報告を行い、審議会として答申を取りまとめたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。案件1は以上とします。

案件2 今後のスケジュールについて

事務局： 【資料2により説明】

藤田部会長： ただいまの説明について、ご意見等はございますでしょうか。

【意見なし】

藤田部会長： スケジュールということで、今後の状況によっては再度委員の皆様には様々なご調整をお願いするかもしれませんが、一定このスケジュールでご予定いただければと思えます。他にご意見がないようでしたら、案件2については以上とさせていただきます。本日の案件はこれで終了となりますが、最後に事務局から連絡事項等はございますか。

事務局： 今後の予定といたしまして、3月25日に第3回全体会を開催させていただきますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

藤田部会長： それでは、時間もまいりましたので、本日はこれで閉会します。

本日はありがとうございました。